

賃貸借仕様書

1 業務名

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 医療用カーテン等賃貸借

2 賃借場所

沖縄県南風原町新川 118-1

3 賃借期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 カーテンの設置場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

5 規格及び数量

別添「医療用カーテン等数量表」及び下記「カーテンの仕様」「カーテンの縫製」に掲げる条件を満たし、同等品以上とする。なお、設置場所の詳細については契約時に別途打合せのうえ決定する。

6 カーテンの仕様

① 上部メッシュカーテン及び窓用カーテン

- a) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。また、防炎ラベルは、水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合する(イ)ラベルのものを使用すること。
- b) 耐光堅牢度4級以上、洗濯堅牢度5級以上を使用すること。
- c) ウォッシュャブル機能を有し、30回以上の洗濯に耐える性能であること。
- d) 熱湯消毒を行った際の収縮率が巾・丈ともに1.0%以下であること。
- e) 病室及び診察室・処置室等のカーテンについては、抗菌加工されたカーテンであること。

② シャワーカーテン

撥水加工とし、「サンゲツ PK7327」と同等品以上であること。

7 カーテンの縫製

- ① 仕上寸法は別添「医療用カーテン等数量表」のとおりとするが、落札者決定後、現場において実測し、実測に基づいて縫製すること。
- ② カーテンの生地は、ほつれ防止されたものを使用し、ほつれ防止されていないものは上下の折り返しを二つ折りとし、上部折り返しには50mm以上の芯地を入れ、下部折り返しは100mmに仕上げること。
- ③ カーテン用フックはステンレス製を使用し、カーテン本体から容易に抜け落ちないように縫い付けたものとする。
- ④ シャワーカーテンを除く全てのカーテンには、マジックテープ付タッセルを縫い付けにする。
- ⑤ 各カーテンには、寸法表示ラベル及び消防庁の認定番号その他難燃性であることを示したラベルを縫い付ける。

8 定期メンテナンス

a) 共通

- ① カーテンの種類ごとに、定期的にメンテナンス(交換及び洗濯)を行うこと。
- ② メンテナンスの事前に、作業工程表(様式は任意とするが、病棟ごとに作業時間帯の記載が必要)を提出し、発注者の了承を得ること。
- ③ メンテナンス業務に携わるスタッフは、契約業者であることを証明するユニフォーム及び名札を着用し、作業にあたること。
- ④ 作業にあたっては、発注者の指示に従い、特に入院患者の療養を妨げないよう心がけること。特に病室への出入りには細心の注意を払い、患者の安全確保を心がけ、入室時間は短時間にするよう努めること。

b) 上部メッシュカーテン

- ① 6か月に1回、メンテナンスを行うこと。
- ② メンテナンスは、既設カーテンを取り外した後、予備カーテン(通常時と同品とする。)を設置することとし、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- ③ カーテンの交換作業は病棟単位でまとめて行い、1回のメンテナンスは開始から1か月程度で全ての作業を完了すること。
- ④ カーテンの取り付け・取り外しは受注者にて行うこと。
- ⑤ 通常の使用に伴うカーテンのほつれ・ほころび等を無償にて行うこと。
- ⑥ カーテンレール等付帯設備について不具合を確認した場合は、発注者に報告すること。
- ⑦ クリーニング方法については、生地にあった洗濯方法により実施すること。また洗濯後は、プレス等で十分に乾燥させること。
- ⑧ クリーニングの工程内で殺菌・消毒等を必ず行うこと。

c) 窓用カーテン

- ① 12か月に1回、メンテナンスを行うこと。
- ② メンテナンスは、既設カーテンを取り外した後、予備カーテン(通常時と同品とする。)を設置することとし、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- ③ カーテンの交換作業は病棟単位でまとめて行い、1回のメンテナンスは開始から1か月程度で全ての作業を完了すること。
- ④ カーテンの取り付け・取り外しは受注者にて行うこと。
- ⑤ 通常の使用に伴うカーテンのほつれ・ほころび等を無償にて行うこと。
- ⑥ カーテンレール等付帯設備について不具合を確認した場合は、発注者に報告すること。
- ⑦ クリーニング方法については、生地にあった洗濯方法により実施すること。また洗濯後は、プレス等で十分に乾燥させること。
- ⑧ クリーニングの工程内で殺菌・消毒等を必ず行うこと。

d) シャワーカーテン

- ① 12か月に1回、メンテナンスを行うこと。
- ② メンテナンスは、既設カーテンを取り外した後、予備カーテン(通常時と同品とする。)を設置することとし、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- ③ カーテンの交換作業は病棟単位でまとめて行い、1回のメンテナンスは開始から1か月程度で全ての作業を完了すること。
- ④ カーテンの取り付け・取り外しは受注者にて行うこと。
- ⑤ カーテンレール等付帯設備について不具合を確認した場合は、発注者に報告すること。

⑥ クリーニング方法については、生地にあった洗濯方法により実施すること。また洗濯後は、十分に乾燥させること。

9 臨時クリーニング等

- ① 突発的な汚れが生じた場合または破損したものについては、臨时无償で交換し、洗濯または補修縫製・交換を行うこと。
- ② 臨時クリーニングの依頼には当日中の対応を心掛けるものとするが、時間の指定はできないものとする。やむを得ず翌日対応となる場合は発注者にその旨を連絡すること。

10 予備カーテン

メンテナンス用または突発的な汚れ等が生じた場合の交換用として、通常時と同品の予備カーテンを必要数常備しておくこと。

11 その他

- ① 受注者は、カーテン等の取り付けをすべて行うこと。
- ② 受注者は賃貸期間中、カーテン等の機能・性能等に全責任を持ち、機能・性能等に不具合が生じた場合は速やかに対応すること。ただし、当院の責任による損害が生じた場合は除く。
- ③ 本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。